

条約の無効原因としての国家代表の corruption についで (二)

—条約法に関するウィーン条約第五〇

条の検討—

鷲見 一夫

従来の条約法理論は、国内法理論⁽¹⁾のアナロジーにより、錯誤 (error or mistake, erreur, Irrtum)、詐欺 (fraud, dol, Arglist, Betrug oder Täuschung)、強迫 (duress or coercion, contrainte ou violence, Zwang oder Drohung) を条約の無効原因として認めてきた⁽²⁾。しかし、これ以上に、如何なる無効原因を認めるかという点では、学説は分れてきた。従来最も論じられてきたのは、lesion (material injury) の場合である。ヴァッテル (Vattel) は、lesion を無効原因として挙げていた⁽³⁾。また、グッゲンハイム (Guggenheim) も、これを掲げてゐる⁽⁴⁾。しかし、フォーシーユ (Fauchille) は、「国際法上、lesion の存在を評価するための法の判定者も存しない」として、これを認めていない⁽⁵⁾。デハニヒも、同様な見解を述

べてゐる⁽⁷⁾。また、ロイター (Reuter) も、「給付の不均衡 (le déséquilibre des prestations) は、無効原因ではない」としてゐる。この他、高野教授は、国内法でいう心裡留保とか虚偽表示とかの場合をも、条約の有効な成立を妨げる要因としておられる⁽⁸⁾。

このように、従来の条約法理論に於いては、条約の無効原因として、少くとも錯誤、詐欺、強迫を認めるといふ点ではほぼ一致がみられるところであるが、それ以上に如何なる無効原因を認めるかという点については、見解は一致しておらず、しかも国家代表の corruption の場合を無効原因として挙げてゐる学者は、皆無であるといつてよゝ。しかし、ここで注目されるのは、グッゲンハイムが、条約の無効原因として、crainte fondée を挙げてゐることである。即ち、彼は、「当事者の一方が、他の当事者の懐かせた crainte fondée の影響の下に約定した場合には、意思の瑕疵が存する⁽⁹⁾」と述べてゐる。これは、英米法上の不当威圧 (undue influence) の概念に相当するものと思われ、国際法上もこのような場合を条約の無効原因として認めるか否かが、corruption の問題が提起される発端であつたことを知るのは興味のあるところである。即ち、既にみたように、特別報告者のウォルドックは、とりわけ交渉者が相手国に駐在する外交代表である場合には、交渉者と駐在国との間の特別の関係より生ずる corruption の場合は、代表に対する強制の一形態であるとの見解を持してゐたところで、この点をめぐつて論議が展開されるに至つたのである。corruption に

関する規定の挿入に批判的な立場を採ったブリッグス(Briggs)も、「不当威圧のすべての形態を取扱い、かつそれらの各々を別個の無効原因として掲げる規定を、草案条項中に、挿入する何らの必要性も存しない」と述べていた。

いずれにしても、英米法上の不当威圧の概念は、伝統的条約法理論の下では、独立の無効原因としては認められてこなかったといえる。それ故、国家代表の corruption の問題は、条約法理論上は、全くの *de lege ferenda* の問題である。委員会の審議の過程でも、アマド(Amado)は、「ローマ人から伝わった契約法に於いては、錯誤、詐欺及び強制の古くからの分類がある。委員会は、何故それに追加する必要があるのか」との疑問を表明した。これに対して、ヤシーン(Yaseen)は、「委員会は、欠点を有する人類のために立法を行っており、社会の利益を保護することに努めなければならない。それ故、私は、本条が決して適用される必要のないことを望むのであるけれども、草案中にそれを挿入することが不可欠であると考える」と述べ、国際立法(International Legislation)の側面を強調した。⁽¹³⁾

このように、代表の corruption の場合を条約の無効原因として認めることは、*de lege ferenda* の問題であるが、次に、この点についての先例が、全くに皆無であるかどうかについて概観してみることにする。

二

これ迄の条約実行上、国家代表の corruption を理由に、条

約が無効にされた先例は見出し得ない。もっとも、国際法委員会の審議の過程で、ロイターは、「腐敗は、起っているし、先例がある。即ち、一八九九年の第一回ハーグ会議に於いて、ロシア政府によって用意された草案は、仲裁裁定の無効のための根拠として腐敗を規定していた」と述べた。⁽¹⁴⁾しかし、この場合は、仲裁裁判官の corruption であって、国家代表の corruption の場合の直接的な先例とはいえない。また、国際法委員会によって一九五八年に完成された「仲裁手続に関するモデル規則」(Model Rules on Arbitral Procedure)も、その第三五条に於いて、当事者は、裁判官の側での corruption を理由に、裁定の効力を争うことができると規定しているところであるが、この場合についても、同様な考慮が当てはまる。なお、我々は、フランスのタレーラン(Talleyrand)の事例を想起し得るところであるが、この場合にも、彼の収賄行為を理由として、フランスの条約締結意思に瑕疵があったと主張されたということは知られていないが故に、直接的な先例とはなし難い。いずれにしても、これ迄の国際生活上、条約の締結に際して代表の corruption が行われたことは推測され得るにしても、それを理由に、条約の無効が主張され、認められたことはなかったといえることができる。

三

このような先例の稀少性にも拘らず、それでは何故代表の corruption の場合のみが特に無効原因として認められる必要

があったのであろうか。

委員会の審議の過程でも、ベジャウイ (Bedjaoui) は、無効原因の一として lesion を掲げるべきであると主張した⁽¹⁷⁾。しかし、委員会は、これを採り上げなかった⁽¹⁸⁾。また、鶴岡委員は、委員会が、同意が取つけられる一切の場合について言及しようというのならば、代表の慢性的又は一時的な肉体条件についての規定を挿入する必要があると述べ、それが行きすぎであることは明らかであるとして、corruption に関する規定の挿入に反対した。アレチャガ (Archaga) アマド、ブリッグス、カストレン (Casten) の各委員も、規定の挿入には批判的な立場を採った。しかし、大多数の委員は、個別規定を挿入する見解を支持した。

corruption に関する規定を挿入する上で、委員会を鼓吹した考慮は、国際取引の歴史は corruption の歴史であるという考慮のほかに、現代国際社会に於ける条約締結作業の複雑化と条約の成立形式の変化に対する考慮であった。第一の理由、即ち条約締結作業の複雑化については、次のような事情が存する。近時に於ける条約の締結作業は、専門技術家及び政府各省の代表の参与を得て行われることが多くなってきた。また、現在及び将来にかけては、諸国間の通商関係の緊密度が増すにつれ、経済関係の条約がより頻繁に締結されるであろう。従って、これらの事情を考慮してみると、相手国による国家代表の corruption の場合は、単なる hypothetical なものとも思われな

いのである。第二の理由、即ち条約の成立形式の変化については、次のような事情が存する。近時の条約は、「簡略な形式の条約」(treaty in simplified form) によって締結されることが増々多くなってきた。代表の署名のみで成立する場合がしばしばみられる。従って、かかるタイプの条約の場合には、代表の表示意思はそのまま国家に帰属するのであるから、真の国家意思ではない corruption された代表の意思の帰属性について制約を設けることが必要であるというのである。こうした意味で、corruption に関する規定の有用性は、無視され得ないとされる。ロイターは、本規定の意義について、「委員会

は、批准を必要としない規則を提案しているのであるから、腐敗についての言及は、有用な警告となるものである」と述べていた。

このような考慮に基づき、委員会では、代表の corruption の場合が、条約の無効原因として特定の場合を与えられることの実際の意義が肯定された。それでは、如何なる種類の行為が、corruption の概念に該当するのであろうか。次に、この点についてみてみることにする。

四

国家の代表が相手国の儀礼上のもてなしを受けることは、国際生活上ごく普通のことである。かかるものまでもが、条約の無効原因として援用され得ることになるならば、条約関係の安全は著しく害されることになる。この点、規定の挿入に反対した委員は、儀礼上のもてなしと corruption との間に画線を引き

くことの困難性を指摘した。アレチャガは、第八六二議会に起草委員会によって提案された第三五条第二項について、次のような批判的な見解を述べた。即ち、「提案された第二項は、また、規則の内容についても、極めてずさんなものである。腐敗は、当然に賄賂行使をカバーするであろうが、代表の好意を獲得するためには、他の多くの方法がある。腐敗と許される礼讓との間に如何にして画線が引かれるであろうか」と。また、ブリグスは、「腐敗」なる用語によって何がカバーされるのかという点について問題が生ずる。金銭の贈賄は、確かに腐敗となるであろうが、例えば、国際連合の機関への選出に於ける支持の申出もまた、条約に対する同意をもたらす誘因として用いられ得るであろう。かかる種類の場合は、条約に対する同意を無効にするための根拠として、「腐敗」なる用語の中に含まれるべきかどうかを決定することは難しい」との疑問を表明した。

しかし、アゴー (Ago) は、「このような懸念は、コメントリー中に、本条にいう corruption は、「重大な腐敗行為」(serious acts of corruption) を意味する旨言及することにより、軽減され得るとの見解を述べた。そのため、最終草案第四七条のコメントリーでは、「腐敗」なる強い用語は、条約を締結する代表の意向 (disposition) に対して実質的な影響を及ぼすような行為のみが、代表がその国家のために与えんとした同意の表示を無効にするものとして援用されることができるといふことを明示するために、本条では、用いられている」として、

「本条の下では、条約の締結に関して、代表に対して示されたちょっとした礼讓 (small courtesy) 又は好意 (favour) が、条約を無効にするための口実として援用され得るといふことを意味するものではない」とことわっている。それ故、これは、立証の問題に関連してくる。

しかし、委員会の多くの委員が corruption の起り得る典型的な場合として考えていたのは、私的会社 (private company) による代表の corruption の場合である。このことは、コメントリー中に、corruption の場合の例示として、これについての言及をなすべきか否かについて論議がたたかわせられたことから知ることができる。

この点、トゥンキン (Tunkin) は、「恐らく、第三四条 (bis) のテキスト自体は、やや嚴格にすぎるのであろう。ただし、大多数の場合には、代表の腐敗は、直接的ではないであらうし、また国家の責に帰することができるものではないであらうからである。私は、私的会社による腐敗を考えている」旨述べていた。ところで、当初、委員会に提出された第三四条 (bis) のコメントリーには、財界 (financial circles) による腐敗についての言及があった。そのため、デ・ルナ (de Luna) は、「財界の場合について考えることが可能である』(It is possible to conceive of cases in which financial circles) で始まる第三文の削除を提案する。財界の例について言及しない方がよい」と述べた。これに対して、アゴーは、「financial circles」の代りに、「private circles」を提案した。ウォルドルフ

511.) 等である。また、国際法委員会の審議の過程でも、*シロ・タビビ*、*エリヤス*等の委員は、詐欺に関する規定は不必要であると主張した。その理由とするところは、「買主をして警戒せしめよ」(*caveat emptor*)の法理の適用と先例の稀少性である (Gros, *Yearbook of the International Law Commission*, 1963, Vol. I, pp. 28-29, para. 20.; *Tabibi*, *ibid.*, p. 28, para. 13.; *Elias*, *ibid.*, p. 29, para. 26.)。なお、*法統的理論*の上では、国家自体に對して加えられた強制の場合は、条約の有効性に影響を及ぼさなうものとされている。

(3) *lesion*とは、条約中に規定された相互的利益の平等のため、その履行が、一方の当事国にとって有害な (*pernicieux*) のような甚じ重大な損害を及ぼす。

(4) E. de Vattel, *Le Droit des Gens ou Principes de la Loi Naturelle*, 1758, Liv. IV, Ch. IV, Sec. 44, p. 285 (The Classics of International Law, 1916).

(5) Paul Guggenheim, "La Validité et la Nullité des Actes Juridiques Internationaux", *Recueil des Cours*, 1949, I, pp. 106 and 234.

(6) Paul Fauchille, *Traité de Droit International Public*, 1926, p. 300.

(7) Frantz Despagne, *op. cit.*, p. 694.

(8) Paul Reuter, *Droit International Public*, 1968, p. 45.

(9) 高野雄一、*国際法概論下*、昭和三七年、三一頁。

(10) Paul Guggenheim, *Traité de Droit International Public*, Tome I, 1967, p. 190.

なお、*マンゲンハント*は、*同書*は、*lesion*の場合について言及してゐない。

(11) 不当威圧とは、当事者の一方が相手方の不当な影響・非良心的な圧迫を受けて、自由な独立した判断をすることができなかつたであろうと考えられる場合をさうものとされる。特に、契約当事者間に信頼的關係がある場合 (例えば、医師と患者との間) には、不当威圧が存在すると推定される (田中和夫、*英米契約法*、昭和四〇年、一二〇—一二二頁)。

(12) *Yearbook of the I. L. C.*, 1966, Vol. I, Part II, p. 145, para. 44.

(13) *ibid.*, p. 157, para. 15.

(14) *ibid.*, p. 157, para. 17 and p. 147, para. 69.

(15) *ibid.*, p. 144, para. 28.

(16) *Yearbook of the I. L. C.*, 1958, Vol. II, p. 86.

(17) *Yearbook of the I. L. C.*, 1966, Vol. I, Part I, p. 16, para. 73.

(18) *マンゲンハント*の意見に反対して、*ペッサウ* (Pessou) は、「*ロー法*のマンメンの語權 *actio pauliana* と同様にして、なほ、*レシオン* (*lesion*) の私法概念を輸入するに、*レシオン*が「*損害*」にすぎない」と主張した (*ibid.*, p. 16, para. 87.)。

- (19) Yearbook of the I. L. C., 1966, Vol. I, Part II, p. 145, para. 46.
- (20) *ibid.*, p. 144, para. 29.
- (21) *ibid.*, p. 141, para. 87.
- (22) *ibid.*, p. 145, para. 42.
- (23) *ibid.*, p. 156, para. 11.
- (24) Reports of the International Law Commission, 1966, p. 74, para. (4).
- (25) Yearbook of the I. L. C., 1966, Vol. I, Part II, p. 306, para. 88.
- (26) *ibid.*, p. 306, para. 89. その理由を「テ・ルナは「私が提案を行うに際して、私の目的としたところは、本

条を弱めることではなくして、それを強めることであった。ただし、私は「与えられた例が「テキストの心理的なる力を減ずると考えたからである」と述べていた (*ibid.*, p. 306, para. 92.)。

- (27) *ibid.*, p. 306, para. 90.
- (28) *ibid.*, p. 306, para. 91.
- (29) *ibid.*, p. 306, para. 96.
- (30) *ibid.*, p. 306, para. 97.
- (31) *ibid.*, p. 306, para. 98.
- (32) *ibid.*, p. 306, para. 99.

(横浜市立大学専任講師)